

地方公共団体との連携の確保について

1 現行の規定

現行の雇用対策法においては、地方公共団体に関して、

- ① 国の施策と相まって、地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずる努力義務
- ② 国の行う職業指導・職業紹介と、地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が、密接な連携の下、円滑・効率的に実施されるよう、連絡・協力すべき旨

が規定されている。

地方公共団体との連携をさらに深めるため、2及び3のとおり、連携の在り方を見直すことが考えられる。

【参考】

（地方公共団体の施策）

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。

（国と地方公共団体との連携）

第二十七条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

2 全国方針及び地方方針の策定

経済計画が平成14年1月に終了し、これ以降、毎年改定される「改革と展望」（改訂時から5年間が対象期間）に取って代わっていることから、雇用対策基本計画は終了させた上で、次のように対応することとすることが考えられる。

- ① 地域の実情に合わせ、かつ、機動的に雇用施策を実施するため、都道府県労働局長が、毎年度、都道府県知事の意見を聞いて、雇用施策の実施に関する方針（地方方針）を策定すること
※ 地方方針を策定する際、都道府県労働局長は、都道府県知事の意見を求めなければならないこととする。
- ② 厚生労働大臣は、上記方針の策定に資するため、毎年度、雇用施策の実施に関する方針（全国方針）を策定すること

3 都道府県知事からの要請

地方公共団体は、雇用に関する施策の実施について、1のとおり雇用対策法第5条及び第27条により、国の施策と相まって実施するとともに、国の職業紹介等と密接な関連の下に円滑・効果的に実施されるよう連絡・協力するものとされている。

このことに資するため、都道府県労働局長が定める地方方針に盛り込まれている事項に関して、都道府県知事が必要な要請をすることができることとすることが考えられる。

【想定される要請内容】

- ・ 地域の有力企業が倒産等をした場合、雇用保険の離職関係手続等についての説明会等を開催すること、当該企業の再就職等支援等に関する対策本部を設置すること等の要請
- ・ 地方公共団体が推進する企業誘致に関して、労働力確保面でのハローワークによる管理選考会の開催等人材確保に係る要請
- ・ 地方公共団体が、地域振興方策等についての検討委員会を設ける場合において、経営者協会、商工会議所、商工会、経済産業局等とともに、都道府県労働局・公共職業安定所がそのメンバーとなることの要請